

市町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の策定及び変更に係る県の同意基準

策定 平成 22 年 10 月 8 日 農利第 101 号

静岡県交通基盤部長通知

改正 令和 5 年 2 月 21 日 農利第 157 号

静岡県経済産業部長通知

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市町が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定される農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の策定及び法第 13 条第 1 項に規定される整備計画の変更をしようとするときの法第 8 条第 4 項及び第 13 条第 4 項に規定される整備計画のうち法第 8 条第 2 項第 1 号に掲げられる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）への知事の同意について、次のとおりその判断基準を定めるものとする。

第 1 農業振興地域の指定についての基本的な考え方について

知事は、法第 6 条第 1 項から第 3 項に規定される農業振興地域の指定にあつては、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の第 3 「農業振興地域の指定の基準に関する事項」及び農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知。以下「国ガイドライン」という。）の第 9 「農業振興地域の指定」に基づき、市町と協議の上、行うものとする。

また、法第 7 条第 1 項に規定される農業振興地域の区域の変更にあつては、国ガイドラインの第 10 「農業振興地域の区域の変更等」に基づくものとする。

第 2 市町の定める整備計画の基本的な考え方について

市町は、整備計画の策定及び変更にあつては、法第 8 条、第 10 条から第 13 条、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号。以下「令」という。）第 3 条から第 4 条及び第 6 条から第 10 条まで並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 から第 5 条の 3 までの規定を遵守するとともに、基本指針の第 1 「農用地等の確保に関する基本的な方向」及び静岡県農業振興地域整備基本方針（昭和 45 年静岡県告示第 238 号。以下「基本方針」という。）並びに国ガイドラインの第 11 「市町村の定める農業振興地域整備計画」、第 13 「農業振興地域整備計画の基準」、第 14 「農業振興地域整備計画の案の縦覧等」、第 15 「農業振興地域整備計画に関する基礎調査」及び第 16 「農業振興地域整備計画の変更」に基づくものとする。

第 3 農用地利用計画の策定及び変更に関する同意基準

法第 8 条第 4 項及び第 13 条第 4 項に規定される農用地利用計画の策定及び変更（令第 10

条で定められる軽微な変更を除く。)に係る知事の同意は、法第1条の目的、法第2条の農業振興地域の整備の原則、基本指針及び基本方針の内容に留意するとともに、以下の基準に基づき判断するものとする。

1 農用地区域の設定並びに用途区分の設定及び変更

(1) 農用地区域の設定

法第10条第3項各号の規定に基づく農用地区域の設定要件を満たす土地であり、客観的に見て適当と認められるものであること。

また、国ガイドラインの第13の1「農用地区域として定める土地」及び第16の2(1)「法第10条第3項に係る変更」に基づくものであること。

なお、当該要件を満たす土地については、原則速やかに農用地区域として設定すべきものであり、困難な場合であっても、農用地区域として設定するための取組を積極的かつ継続的に行うこと。

(2) 用途区分の指定及び変更

農業上の用途の指定及び変更にあつては、規則第4条の2に規定される基準を満たすものであること。

また、国ガイドラインの第13の2「用途区分」に基づくものであること。

2 農用地区域からの除外

(1) 農用地区域として設定する土地(法第10条第3項各号)の要件を満たさない場合

法第10条第3項各号に掲げる農用地区域の設定要件を満たさなくなったことが明らかであり、客観的に見て適当と認められるものであること。

また、法第10条第3項各号に掲げる要件に該当しなくなった土地であっても、農用地区域から除外すると、当該農用地区域内の土地において営農活動を行っている者が農業振興施策を受けられなくなる等の不利益を被るおそれがあることや、農業振興地域整備計画の達成に支障が生じることが考えられること、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがあることなどから、農用地区域からの除外については、市町において慎重に判断すること。

その運用に当たっては、国ガイドラインの第16の2(1)「法第10条第3項に係る変更」に基づくものとする。

(2) 農用地区域に含まれない土地(法第10条第4項)となった場合

法第10条第4項に該当することが明らかであり、客観的に見て適当と認められるものであること。

法第10条第4項に規定される農用地区域に含まれないものとする土地は、農業的土地利用との調整が既に行われているもののほか、農業的土地利用に供しない公益性の特に高い事業に係る施設の用に供される土地に限定されているものであり、法第13条第2項の規定は適用されず、遅滞なく除外するものとする。

その運用に当たっては、国ガイドライン第13の3「農用地区域に含まれない土地」及び第16の2(2)「法第10条第4項に係る変更」に基づくものとする。

ただし、国及び地方公共団体が農用地区域内の土地を、令第8条に規定される公用又は公共用施設の用に供するため除外が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(3) 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合

法第13条第2項に規定する「農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更」に係る同項各号の要件をすべて満たすことが明らかであり、客観的に見て適当と認められるものであること。

その運用に当たっては、国ガイドライン第16の2(3)「法第13条第2項に関する変更」に基づくものとする。

附 則

この改正は、平成23年8月2日から施行する。

この改正は、令和5年2月21日から施行する。